平成２７年（フ）第５８７号
福岡市南区高宮４丁目22番29号
債務者　岩井　直美
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小坂　昌司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月31日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５９４号
福岡市東区西戸崎２丁目１番29―707号
債務者　玉田　圭吾
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　宏治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６８０号
福岡県糸島市波多江駅北２丁目12番７―102号
債務者　藤嶋製材所こと　藤嶋　雄俊
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熊谷　善昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月４日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６６４号
福岡市東区土井２丁目23番18―302号
債務者　浜武　俊幸
1　決定年月日時　平成27年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　隆典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７８号
愛知県岡崎市大門５―22―16　レオパレス大門109号、住民票上の住所愛知県岡崎市奥山田町字洞26番地２
債務者　市川　綾子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　礼子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３７号
島根県出雲市大津町358番地
債務者　中村　秀久
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２７年（フ）第５３５号
大阪市生野区新今里４丁目５番12―4006号
債務者　長谷川景子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０１号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目６番23号　アパートメントキング316号
債務者　橋本圭一郎
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２３０号
大阪府茨木市郡５丁目19番21号　パールコート西内302号
債務者　井出ジャンス　ハナ　リアこと　ＦＥＲＮＡＮＤＥＺ　ＪＡＮＺ　ＨＡＮＮＡＨ　ＲＥＡ　ＹＡＢＵＴ
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４２４号
大阪府枚方市東船橋２丁目41番地の１　305、前住所大阪府枚方市牧野阪２丁目20番11号
債務者　戸井田　哲
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４５４号
大阪府茨木市真砂１―１―12　山﨑方、住民票上の住所大阪府摂津市東正雀14番12号
債務者　大深　仁至
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５１１号
大阪府大東市中楠の里町５番31号、前住所大阪市港区田中２丁目８番21―706号
債務者　藤井　麻美（旧姓森川）
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５５７号
大阪市淀川区塚本１丁目13番11号
債務者　大津　美加
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６０１号
大阪市平野区平野南３丁目４番31号　ハイツコーセー３番館402
債務者　惠井健太郎
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７５７号
大阪市淀川区木川東４丁目14番10―312号、前住所大阪市西区新町４丁目16番６―803号
債務者　木原　正夫
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１７８３号
大阪市西淀川区姫里２丁目６番12号　大和コーポ姫里302号室
債務者　鷹尾　周一
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８６４号
大阪市生野区小路東２丁目１番12―503号、前住所大阪府枚方市杉山手３丁目28番19号
債務者　野添　博樹
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部